

山形広域環境事務組合議会の議員その他非常勤
の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

〔平成 7 年 3 月〕
山広環規則第 1 号

山形広域環境事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 44 年共衛条例第 2 号）の施行に関し必要な事項については、山形市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 44 年山形市規則第 22 号）の規定を準用する。

この場合において、同規則の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。